

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

各質問者の発言時間は30分以内といたします。

なお、質問形式は一問一答方式となっていますので、質疑応答は簡潔に行っていただきますようよろしくお願いいたします。

質問は、6番鈴木 満議員、11番吉原経夫議員、5番鈴木康友議員、3番手嶋いずみ議員、12番林 哲秀議員、4番後藤田麻美子議員の順に行っていただきます。

6番鈴木 満議員の一般質問を許します。

○6番（鈴木 満君）

議長。

○議長（松本英隆君）

6番鈴木 満議員。

○6番（鈴木 満君）

6番鈴木 満です。議長のお許しをいただきましたので随時質問に入らせていただきたいと思います。

砂子防災公園の整備に関するスケジュールについてお聞きします。

平成26年度、県内に都市公園がない自治体が本町のみであったため、砂子防災公園の整備に関する検討を始めてから9年目になります。自然災害時の一次避難地となる機能を備えた安全で快適な緑豊かな都市環境に特化した防災公園が早期に求められ、当公園の整備により歩行距離500メートル以内に避難地を有しない町民約1,800人の一次避難地を確保することができます。住民の関心も高まってきております。今後の砂子防災公園整備の詳細な説明と開園までのスケジュールを示していただきたいと思います。以上、最初の質問を終わります。

○町長（村上昌生君）

砂子防災公園について、御質問いただきました。

砂子防災公園の整備につきましては、まず一次避難地を備える盛り土構造の公園となります。盛り土は高いところで約2メートル行います。平常時については子供たちが遊べる公園として、有事には一次避難地としての役割を発揮する公園を今整備していき

いと考えているところであります。

公園の機能といたしましては、北側と南側に駐車場を配置し各利用別に機能を分け、ボール遊びができる約3,000平方メートルの運動広場を初め、マンホールトイレなどの防災設備の配置と芝生公園に健康器具や遊具を配置し、幅広い世代に利用される公園として整備してまいりたいと思っております。

次に、開園までのスケジュールであります。今年度におきましては昨年度に基本設計の見直しを行った結果をもとに詳細設計を行い、各施設の機能や構造並びに施工方法の検討を行ってまいります。

また、詳細設計の実施と並行して工事発注に向けた準備、調整を進め、令和6年度から整備工事に着工し、3カ年の施工期間を見込み令和8年度末の完成に向けて進めてまいりたいと思っております。

砂子防災公園で一次避難所として防災機能を持たせた公園ではありますが、平常時においては子供たちの遊び場がないということで、子供たちが自由に遊べるような広場にしていって開放していきたいとそんなふうに計画を進めておるところであります。

○6番（鈴木 満君）

砂子地域の道幅も大変狭く、工事車両が往来にするに当たっても地域の住民の協力や理解が不可欠であると考えます。そこでお聞きします。工事車両の搬入口は南側1カ所なのか。北側からの搬入も必要だと考えますがどうでしょうか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

工事用の車両の搬入路につきましては、現地の状況を鑑みますと南側の県道とあわせて北側の町道の利用も検討していく必要があると考えております。今年度詳細設計業務を行っていく中で搬入路の計画を含めた工事施工計画の検討を行ってまいります。整備完成には議員のおっしゃるとおり地元、近隣住民の皆様の御理解と御協力が必要となりますので、御理解と御協力を得られるよう調整してまいりたいと考えております。以上です。

○6番（鈴木 満君）

1.2ヘクタールの面積の場所に盛り土をするとするとそれだけの重量を入れたときに近隣の住宅ですとかそういった影響はどのように考えられて、どう対策していくのかをお聞きしたいと思います。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

盛り土により近隣地にどのような影響が考えられるかとの御質問ですが、今年度実施する地質調査及び地盤解析により確認してまいります。その結果から地盤改良等の対策工が必要か必要でないか。必要であれば工法の選定を適切に判断して近隣地に悪影響が及ばないよう注意深く設計・施工を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○6番（鈴木 満君）

この地域も住宅軒数がふえて、今回田畑を公園整備することでさらに地下への雨水浸透能力が損なわれるということが懸念されます。設置される予定の雨水貯留槽はどの程度のものなのかお聞かせください。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

公園整備に伴う雨水浸透阻害により雨水の流出量の増大を抑制するという観点から、公園敷地内に降った雨は一時的に園内で貯留できるよう雨水の貯留施設を計画整備してまいります。整備規模といたしましては、一般的に雨水計画の目標値とされる5年に1回程度の割合で発生する1時間当たり50ミリ程度の降雨による雨水量に相当するものとして500立米程度の雨水貯留を見込んでございます。以上です。

○6番（鈴木 満君）

住民が防災公園へ避難する動線の中で、東側からも避難できる動線があったほうが良いと考えるんですが、検討することはできないでしょうか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

公園の今回北側と南側にそれぞれ設置する入口が避難の主動線というふうに想定してございます。より円滑な避難行動が可能となるよう公園各所からアクセス性の確保について詳細設計業務の中でさらに検討してまいりたいと考えております。

また、その際には近隣地にお住まいの方々のプライバシーの保護や防犯上の確保といった配慮も重要となってまいりますので、近隣住民の方々にも御理解・御協力が得られるよう調整してまいりたいと考えております。以上です。

○6番（鈴木 満君）

有事の際、この一次避難地の収容人数は1,800人ということですが、1人当たりの確保できるスペースというのはどれぐらいになるのでしょうか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

一次避難地として確保すべき面積の基準値であります1人当たり2平米を満足するよう計画をしてございます。以上です。

○6番（鈴木 満君）

平時における運動広場の仕様について、防球ネットを張ることによって今まで町内では限られたところでしかできなかったさまざまな球技ができるようになると思いますが、何か規則を定める考えはあるのか。

また、ペットの入園はどうなるのかお聞きしたいと思います。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

原則といたしましては、自由利用の中で幅広く住民の皆様に多様な運動、遊び場としての施設を開放していきたいと考えておりますが、危険行為や迷惑行為の禁止など一定の制限を設ける必要はあるかと考えております。条例制定等についても今後検討を進めてまいりたいと考えております。

また、現時点でペットを連れての立ち入りを禁止する考えはございませんが、衛生上また安全上の配慮から一定の制限を検討する必要があるかと考えております。利用者のマナー、またモラル向上のため啓発を行っていくとともに、開園後においても状況を注視しながら必要に応じて対応を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○6番（鈴木 満君）

公園内の夜間照明はどのようなものになるのか。また、夜間においても常時開放しておくのかをお聞きしたいと思います。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

園内の夜間照明でございますが、常時の施設利用の安全性や防犯性に配慮して設置してまいりますが、災害時における商用電源の喪失や浸水被害発生時の機能の確保と早期の機能復旧などを考慮して、主要箇所には蓄電池を備えたソーラー照明灯を配置していくとともに、電源系統を分けて計画して、機能的かつ効率的な施設整備を行っていきたいと考えております。また、公園は常時開放を基本と考えております。以上です。

○6番（鈴木 満君）

本町は河川に挟まれた地域、大規模災害により橋などの崩落によって陸路の搬送が断たれた場合に備え、ヘリポートの設置も検討しておくべきと考えますがどうでしょうか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

災害時における一次避難地としての機能の確保と常時の公園利用の形態を勘案して検討した結果から、現時点におきましては優先的にヘリポートを整備する考えはございません。以上です。

○6番（鈴木 満君）

住民への説明会はいつごろを予定しておりますでしょうか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

住民説明会でございますが、基本設計の修正を行った結果につきまして、今年の夏ごろを目途に説明会を開催していきたいと考えております。

また、今回いただいた意見等も参考にさせていただきながら今後の詳細設計業務や、また工事の発注業務等を進め、設計成果として取りまとまった段階や工事着手の前の段階など事業の主要な段階におきまして、必要に応じて地元のほうへ説明を行っていきたいと考えております。以上です。

○6番（鈴木 満君）

できるだけ早期に説明会を開いていただくことをお願いしまして質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松本英隆君）

6番鈴木 満議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時15分 休憩

午前10時17分 再開
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番吉原経夫議員の一般質問を許します。

○11番（吉原経夫君）

議長。

○議長（松本英隆君）

11番吉原経夫議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。一般質問をさせていただきます。

1、公職選挙法第136条の2に、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止があるが、町長や副町長などがどのような行為を行った場合、それに当たるのか。

公職選挙法第136条の2に公務員等の地位利用による選挙運動の禁止があります。町長や副町長などがどのような行為を行った場合、それに当たるのでしょうか。逐条解説書にはどのように書かれているのでしょうか。

公職選挙法において、町長が町の補助団体の長と一緒にある特定の候補者を応援した場合や副町長がある特定の候補予定者と一緒に各戸を訪問した場合にどのような行為を行えば公務員等の地位利用の疑いがあるとされるのでしょうか。

総代及び地区総代は条例改正により、現在、町の「特別職の職員で非常勤の者」とはなっていません。総代及び地区総代が公職選挙において、ある特定の候補予定者を応援したり、一緒に各戸を訪問した場合はどうでしょうか。

2、町は今年から長寿支援課を設置し、高齢者福祉の施策の充実を図っているが、特に介護予防事業にどのように取り組んでいくのか。社会福祉の専門資格に社会福祉士や介護福祉士などがあります。現在、町職員の中にどのような資格の保有者が何人ぐらいいるのでしょうか。

また、介護予防事業には要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者を対象にした二次予防事業と、活動的な状態にある高齢者を対象とし、できるだけ長く生きがいを持ち、地域で自立した生活を送ることができるようにすることを支援する一次予防事業があります。今年度、町はそれぞれどのような事業を行っていくのでしょうか。

3、犬・猫の避妊・去勢手術費用や犬・猫のマイクロチップ装着費用に補助を行う考えはないのか。

名古屋市は、犬・猫の避妊・去勢手術費用や犬・猫のマイクロチップ装着費用の補助を行っています。津島市は飼い主のいない猫、いわゆる地域猫の不妊・去勢手術費用に、蟹江町は飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費用に、また飛島村は飼い犬、飼い猫の避妊・去勢手術費用に補助を行っています。

町として、犬・猫の避妊・去勢手術費用や犬・猫のマイクロチップ装着に補助を行う考えはないのでしょうか。以上、一般質問の1つ目をさせていただきました。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

それでは、町長や副町長などがどのような行為を行った場合に地位利用に当たるのか。逐条解説書にはどのように書かれているのかとの御質問でございます。

公職選挙法第136条の2に規定される「その地位を利用して」とは、公務員等として地位にあるがために特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力または便益を利用する意味でありまして、職務上の地位と選挙運動の行為が結びついている場合をいうものであると記載されております。地位利用による選挙運動であるか否かは、個々具体の事例について判断されるべきではございますが、次の3つの項目は地位利用に該当すると思料されます。

まず1つ目は、補助金・交付金等の交付、融資のあっせん、物資の払い下げ、契約の締結、事業の実施、許可、認可、検査、監査その他の職務権限を有する公務員等が地方公共団体、外郭団体、請負業者、関係団体、関係者等に対し、その権限に基づく影響力を利用すること。

2つ目は、公務員等の内部関係において職務上の指揮命令権、人事権、予算権等に基づく影響力を利用して公務員等が部下または職務上の関係にある公務員等に対し、選挙に際して投票を勧誘すること。

3つ目は、官公庁の窓口で住民に接する公務員等や各種調査等で各戸を訪ねる公務員等が、これらの機会を利用して職務に関連して住民に働きかけること。以上のような場合が地位利用に該当すると思料されると記載されております。

なお、具体的な行為に関することは個別具体の状況によりますので答弁は差し控えさせていただきます。

次に、総代及び地区総代につきましては公務員には当たりません。

なお、議員の質問の中に「各戸を訪問」とございます。個別具体の状況によりますが、公職選挙法第138条の規定による戸別訪問による選挙運動に当たる場合は禁止された行為となります。

最後に、公正な選挙のためには公職選挙法が正しく理解され、遵守され、運用される必要があります。個人の解釈のみでは公正に選挙を執行することができません。公職選挙法の解釈・運用に当たっては、規定された条文のみから判断するのではなく、立法の趣旨を酌み、また実例や判例をよく検討する必要がありますのでよろしく願いいたし

ます。

○町長（村上昌生君）

今、選管のほうからる説明がありましたが、そもそもこの質問の趣旨が何であるかちょっと確認をさせていただきたいと思います。逐条解説にどう書かれているか、読み上げましたが条文読み上げろということですか、我々に。それと、個人名を上げた、個人を責めるような行為はこういうところで行うべきじゃないと思いますがどうですか。

○議長（松本英隆君）

町長、今のことについてはこちらのほうで議運とかに上げて話を進めていきたいと思っていますのでわかりました。

○町長（村上昌生君）

議長、一つしかない役職において……

○議長（松本英隆君）

町長、指名はしておりません。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時25分 休憩

午前10時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2問目の答弁のほうを行政側お願いします。副町長、答弁を。行政、答弁をお願いします、2つ目の。

「[確認事項を確認してもらわなきゃ前に進めません。個人攻撃ですよ、個人攻撃、誹謗中傷ですよ。何か根拠があつて言われるならいいですけど。何か根拠があるんですか。]の声あり」

○議長（松本英隆君）

町長、2つ目の答弁お願いします。

○町長（村上昌生君）

きちんと確認行為ですから確認してください。吉原議員に。

長寿支援課のことについての御質問であります。現在、社会福祉の専門資格を保有を条件とした職員の採用はしておりません。

次に、今年度、町は一次予防事業、二次予防事業それぞれどのような介護予防事業を行っているのかとの御質問ですが、議員の言われる一次予防事業、二次予防事業についてはもう既に平成26年度の介護保険法の改正により区別がなくなり、介護予防・日常生活支援総合事業の中で全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業に再編をされており

ます。もう既に7年ぐらいたっております。7年じゃないか、もっとたっておるか。

本町では令和3年度から「人生100年時代を見据えたまちづくり」をテーマに高齢者が住みなれた地域でいきいきと暮らせるよう「はるちゃんイキイキ大作戦」と銘打って、フレイル予防や認知症予防に焦点を当てた介護予防事業に重点的に取り組んでまいりました。先ほどの議員の話では、今年からというふうにおっしゃいましたが、もう既にコロナ前からイキイキ大作戦と銘打って事業に取り組んでおります。今年度は新たに音楽回想法を用いて、地域の仲間づくりや居場所づくりを進めるために必要な知識とスキルを学び、人生100年時代の課題に行政と連携して取り組むリーダーを育成する講座を展開しております。

また、愛知医療学院短期大学との連携協定を活用し、認知症予防や健康長寿の延伸に役立つ講話などを行う講座や虚弱な方を対象に身体機能・生活機能の維持向上を目的とした運動などを行う教室を計画しております。

さらに、「はるちゃんイキイキ大作戦」の第2弾として、令和6年度の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」第3弾として令和7年度の本町独自の「100歳大学」の開設に向け、現在その準備を進めているところであります。今後も引き続き高齢者福祉の施策の充実を図ってまいります。

それから、犬・猫の避妊・去勢手術費用やマイクロチップ装置着用の補助を行う考えは今のところございません。

きちんと確認事項ですから確認したことは答えてください、吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

順番に再質問します。まず1つ目ですが、具体例の1つ目として職務権限の話がございました。補助金とかいろいろな許認可の関係で職務権限という話がございました。影響を利用するということではございません。職務権限だけについて答弁を願いたいんですが、町長・副町長はこれは職務権限あると考えていいのでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

先ほど答弁させていただきましたが、地位利用に当たるものということで3つの項目があると。その中の1つが補助金・交付金等の交付等に際して、その地位の権限を利用して選挙に影響力を利用する場合が地位利用という形になります。それが影響力と思っております。これは特別職以外の一般職の公務員全てが該当する形になります。以上です。

○11番（吉原経夫君）

だから、それぞれ一般公務員の方、職務権限をそれぞれ有しているということはわかりますが、特別職の町長・副町長も当然職務権限は有しているわけですね。まず職務権限だけお聞きします。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）



当然、特別職である町長・副町長は権限を有しております。

○11番（吉原経夫君）

ということは……

○議長（松本英隆君）

吉原議員、マイクの真ん中をお願いします。

○11番（吉原経夫君）

町長・副町長は当然職務権限は有している。ということは、影響を利用するように疑われてはいけないと、公職選挙法の趣旨としてはそういうことだと思うんですがその点はどうでしょうか。

[発言する者あり]

○議長（松本英隆君）

町長、わかりました。ちょっと待ってください。

疑われるというのはどういうことですか。先ほどの答弁の中で補助金・交付金等のあつせん、物資の払い下げだとかそこら辺の対しては権限に基づく影響力をという答弁があったと思うんですね。それをした場合にはそういった行為をされた場合が公職選挙法に当たるおそれがあるという答弁ですね。

○町長（村上昌生君）

議長、議長。

○議長（松本英隆君）

それに対して、選挙管理委員会書記長からあります。

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時36分 休憩

午前10時38分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（吉原経夫君）

今の説明、よく理解できるんですが、そうすると私がお聞きした町長が町の補助団体の長と一緒にある特定の候補者を応援した場合、当然職務権限はある。影響を利用したかどうか、いうことではないですが、そこら辺どうなのかということを経験が最初の質問ですが答弁もらっていないんですが。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

先ほど答弁したとおりでございますが、個別具体的なものが法に抵触するかどうか、そういったのは行為の対応、状況等を正確に把握して、その実例や判例を勘案してみる

ものでございますので一概にどうのということはここでは答弁は控えさせていただきます。

○町長（村上昌生君）

議長、議長、議長。

○議長（松本英隆君）

町長、ちょっと待ってください。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時39分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（吉原経夫君）

ちょっと町長についてはある特定の候補者を応援した場合と僕は尋ねています。副町長については一緒に各戸を訪問した場合と聞いておりますので、その点は通告書通りでお願いします。

2番目についての質問ですが、今、高齢者福祉、社会福祉、それについて専門資格を必要としている職務がないと。ですから、資格持っているのか持っていないかわかりませんが資格は必要ないということですが、社会福祉以外の町の事務を見ているとそういう専門資格が必要なくても教育委員会で資格を持っている方がみえたり、児童福祉のほうで専門資格持っている方とかみえます。資格要件はありません。ただ、資格要件がないから専門の資格者要らないというわけではないと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○長寿支援課長兼多世代交流センター所長（松木田英作君）

介護予防事業等の事業を行う上で専門性を必要とする部分につきましては、委託などにより実施しております。

○11番（吉原経夫君）

当然、専門性要る、専門資格が要るところで委託されておられる。それよくわかりませんが、他の事務においては専門資格必要、必ずしも専門資格が法的に必要でない部署においても専門資格を持っておられる方を採用、それをほぼ条件で採用しておられるところもあります。ですから、やはり町としてこれから高齢者福祉、社会福祉に力を入れるならばそういう専門資格、必要のある方も採用していく。またもしくは育てていくべきではないかと思うんですがどうでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

人事面のことだと見受けられますので私の方から答弁させていただきますと、職員の採用につきましては、その職種が未来永劫、どれぐらい続く事業のなのか、そういったところを見据えて職員の採用をしていく必要があると思います。今、課長が申しあげましたとおり、専門的なところを委託に任せる必要があるのか。これはずっと町として業務が続いていく中で職員を確保したほうがいいのかというところは担当課とよく相談をして我々のほうで採用を考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○11番（吉原経夫君）

他の例というか、在宅老人デイサービスセンター3月で廃止になりましたが、そこにおきましては専門資格を持った方が一般職として採用されている。だから、必ずしも未来その資格が必要かどうかは別として一般職として採用することは当然できるわけで、そこら辺はやっぱり職員の専門性、それは高めていくためにも必要だと思うんですが、その点どうでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

専門的な知識を持った方を専門的な仕事に就かせるのかどうか。一般事務として他の部署にも所属させる必要があるのかどうかということもよく考えて、募集のときには受験要件を定めていく必要があると思っております。

○11番（吉原経夫君）

長寿支援課に絡んで民生課ともかかわる話ですが、来年度から海部東部消防の高齢者の介護認定、あと障害者の障害者認定、大治町のほうに移管というか、もともと市町村がやるべきことなので戻ってきますが、それで当然専門職が必要になると思うんですがその点はどうか。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時45分 休憩

午前10時46分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（吉原経夫君）

海部東部消防の件については答えられないということですが、来年4月から有資格者が必要ということで準備されておられると思いますのでこの辺は答弁求めません。

次に、介護予防・一般介護予防事業、るる説明いただきましてありがとうございます。私、今年度はどのような事業を、今年度からとは言っておりませんので、長寿支援課は今年度からやっていますが事業としては前からやっている、当然理解している話でござ

います。いろいろる説明いただきましたが、これは全て長寿支援課の事業なんですか。また、長寿支援課以外でもこういう介護予防事業をやっていると思うんですが、その点はどうでしょうか。

○長寿支援課長兼多世代交流センター所長（松木田英作君）

介護予防事業につきましては、基本的には長寿支援課がやっておりますが、一部保健センターと連携してやっております。

○11番（吉原経夫君）

最初、町長が答弁された事業の内容ですね。どれが長寿支援課でそれ以外はどこなのか。ちょっと整理していただけると助かりますが。

○長寿支援課長兼多世代交流センター所長（松木田英作君）

まず回想法につきましては、長寿支援課で実施しております。それから愛知医療学院短期大学との連携の活用につきましては、長寿支援課また保健センターも活用しましてそれぞれ事業を行っております。また、「はるちゃんイキイキ大作戦」の第2弾、それから第3弾につきましては長寿支援課で今後実施していく予定をしております。以上です。

○11番（吉原経夫君）

主に長寿支援課がかかわっている事業を紹介していただきましてありがとうございます。それ以外でも介護予防事業に関連して他の部署でもやられていると思うんですが、そこら辺の長寿支援課としての連携ということでそこはどうでしょうか。他の事業との連携、長寿支援課としての。

○議長（松本英隆君）

吉原議員、今の質問はほかの部署と連携をするかということですか。

○11番（吉原経夫君）

他の事業については、ほかの部署のことだから聞けないけれど、そこに関して長寿支援課としてはどのように連携しているのか。ほかにもやっている事例も聞いているんですが。

○長寿支援課長兼多世代交流センター所長（松木田英作君）

他の事業といいますと高齢者の総合的な相談であったり、サービスの拠点としまして地域包括支援センターと連携して事業を行ったり、在宅介護支援センターと連携して事業を行ったりしております。以上でございます。

○11番（吉原経夫君）

そういうのもやっていると思います。ただ、公民館なんかでやっている事業とか、あと保健推進員の方が行っている事業とか必ずしも介護予防に特化したというわけではないにしてもそこら辺の連携はどうでしょうか。

○議長（松本英隆君）

吉原議員、全体的なというか個々に質問されますか。今の公民館の活動にとかおっし

やいましたがそれを一個一個聞いていくんですか。

○11番（吉原経夫君）

いえいえ、一個一個聞くわけじゃなくて連携だけ。長寿支援課としての。そこだけ。

○議長（松本英隆君）

どこの部署と連携をするかという質問ですか。

○11番（吉原経夫君）

そういうこと、はい。それぞれの事業で。

○議長（松本英隆君）

それぞれの個々の事業。

○11番（吉原経夫君）

個々の事業というか連携だけ聞いて。

○長寿支援課長兼多世代交流センター所長（松木田英作君）

長寿支援課としましては介護予防事業を実施しております。他の部署でやっております事業につきましては必要に応じて連携をしていきたいと考えております。

○11番（吉原経夫君）

わかりました。では、3番目の質問をさせていただきます。避妊・去勢手術費用やマイクロチップ装着費用ですね、今のところ補助は考えていないということでございます。そういう答弁いただきましたが、今までそういう要望も受けていると思うんですが、今まで検討された経緯とか、そこら辺を明らかにしていただければお願いします。検討された経緯ですね。

○建設部長（三輪恒裕君）

以前も避妊・去勢手術については過去の議会で議員から御質問いただいた記憶がございます。その後、我々も当然ながら近隣自治体の状況も踏まえて検討しておりますが、今の段階でそういった補助を打つといった結論には至っておりません。以上です。

○11番（吉原経夫君）

今のところ補助をしていく考えはないということでございますが、ただ、近隣見えますと補助対象が大分市町村によって違っている。特に飼い主がいるとかいないとかいうところですね、大分考え方が違うようです。犬の場合、飼い主がいる、いないははっきりわかるんですが、猫の場合、飼い主がいる、いない、行政側としてはどのように判断しているのでしょうか。

○建設部長（三輪恒裕君）

我々の中で情報を得られるのはやっぱり住民の皆様からのお問い合わせ、一番多いのは苦情でございます。令和4年度に関しましては2件、過去一番多かったのは平成30年度で5件ということがございました。我々としてはずまずそういった住民からの声を上げていただいて、それがどれだけ大きい問題になっているか、地域の問題になってい

るのかということをよくよく勘案して検討してまいることでございます。以上です。

○11番（吉原経夫君）

今、苦情の件数を言われたんですが、今津島市なんかが行っているような地域猫、そういう観点が望まれていると思うんですが、そういう地域猫等そういう要望等は今までなかったんでしょうか。地域猫等についての。

○建設部長（三輪恒裕君）

まず、その地域猫という前にまず野良猫が発生しておられる、そういった状況がまず考えられます。野良猫ですと寿命が大体4年から5年といわれておりますが、そういった野良猫で苦情で近隣の方が困っておられて、その結果この問題はどうかとそういった中で個人の方、地域、そして行政がよくよく相談をして地域猫制度というものがある、善意の結果出来上がる、構成されるものと考えておりますが、我々の行政側にそういったお声が出ておりませんのでこれ以上の検討の必要はございません。以上です。

○11番（吉原経夫君）

そういう相談、今までに1件もなかったんでしょうか。僕1件は一緒に三輪部長のところに話をしたことはあるんですが、1件はあったんじゃないでしょうか。

○建設部長（三輪恒裕君）

私が記憶しておるのは、そういったNPOもしくはそういった保護する団体の方とよくよくお話をして、その保護に至るには非常にそういった猫を愛する、動物を愛する気持ちがあつて強いと。それに対して行政の考えはどうかということで議論を交わした経過は記憶しておりますが、地域猫といったことで議論を深めたという記憶はございません。以上です。

○11番（吉原経夫君）

ちょっとNPO団体さんなどと話をされたら。当然、地域猫の話は出てきていると僕は理解しておりますが、それで行政にどのような要望をされたか、ちょっとそこまでは僕はちょっと記憶はしていないんですが、ただ地域猫の話題が出てきて、当然NPO団体さんから。それはやっぱり行政側に地域猫の考え方を理解していただきたいという要望はされたと思うんですが、その点はどうかでしょうか。

○建設部長（三輪恒裕君）

記憶の話になってしまいますが、地域猫でというのは先ほど申しましたとおり、そういった保護団体だけではなくて、その地域が一体とならななきゃいけないので、その地域まで問題を落としたこともございませんし、まず我々のほうにそういった野良猫という問題でお問い合わせをいただく場合にはまず餌やりをどこかでしておるだろうといったことが過去にございました。そういったことに関しましては、当然我々現場を確認しまして「餌をあげないでください」とそういったお答えをしております。要はその場で問題がおさまっていると把握しておりますので、それ以上の問題の発生はございません。

以上です。

○11番（吉原経夫君）

苦情なり苦情が何件か年間ある。あと、地域猫の問題、地域猫のことについてではなくて一般的に猫のことに関しての話をしたと、NPO法人さんと。ということで今のところ問題はないから補助、こういう避妊・去勢手術など補助する考えはないという考えなんでしょうか。

○建設部長（三輪恒裕君）

議員の御発言の中では考えはないというお話しですが、我々は近隣もそういった補助を打っておられるということも含めて近隣の状況、もしくは我々の今の大治町の状況というのは常に常に把握しておるし、情報提供もいただきたいという考えではおります。以上です。

○11番（吉原経夫君）

ちょっと済みません、私も言い過ぎたと思います。一応、町長の答弁で今のところないということですが、一応そういう近隣市町村、また町内の状況を見て当然今後考えていく、検討していくことになるのかなと思うんですが、今のところはないにしてもそこから辺は考えていくということでもいいんでしょうか。

○建設部長（三輪恒裕君）

補助する考えはございません。

○11番（吉原経夫君）

町長は今のところはないと。補助する考えはないと言ったらずっと永遠に永久にないということになっちゃいますので、それは取り消していただきたい。今のところない。当然そういう声があれば検討していくということだと思うんですが、どうですか。

○建設部長（三輪恒裕君）

私、この答弁の前に現状をよくよく把握して、住民からの声も聞いてというふうにお答えしておりますのでその辺御留意いただきたいと思います。

○11番（吉原経夫君）

わかりました。補助する考えはないということではなくて、今のところないと。また、町民の声を聞いて考えていくということでこれは考えていただきたいと思います。

以上をもちまして、11番吉原経夫、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松本英隆君）

11番吉原経夫議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時04分 再開



○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番鈴木康友議員の一般質問を許します。

○5番（鈴木康友君）

議長。

○議長（松本英隆君）

鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

1節目、自主防災組織の運営をしやすい。

自主防災組織は、災害対策基本法において「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として市町がその充実に努めるよう規定されております。また、先日6月2日に東海地方を中心に線状降水帯が発生し、各地で災害が発生いたしました。大治町も庄内川が氾濫警戒水域に達する見込みとの警戒レベル3相当に当たる情報が名古屋気象台から発表されており、災害に対しての意識づけや備えの重要性をますます感じる事案となりました。また、1995年1月に発生した阪神・淡路大震災では、救助された方の近隣住民同士の協力によって救助された方が77%という調査結果もあり、地域における助け合いが大変重要であることを示しております。また人々の交流を通じた地域防災のための住民活動はさまざまなコミュニティー活動にもつながる重要な役割を担っていると自分は考えております。しかしながら近年、コロナ禍により地域住民の交流機会が限定されたことに伴い、人々がつながることが難しくなっていると感じております。そのため次のように自主防災組織の立ち上げや運営をよりしやすい考えはないか。その中で運営に関する一例として、町ホームページにて資料や申請様式の提示、また補助金申請を年間会計方式へ変更、動画作成などの考え方、また方式をとる検討はないかということで1節目を終わらせていただきます。

2節目は、選挙活動に関する書類のデジタル化をということで、4月に統一地方選挙が行われ、大治町も議会議員選挙が実施されました。自身が選挙活動を行う中で不便を感じる点があり、多くの方の政治参画を今後も促していく点からも改善の余地があると考えました。特に申請書類に手書き申請が多く、押印が必要でなくなったものに関しては簡素化や、また書式を変更し作成側そして確認側の両者が作業負担が減っていくような効率化が図れると考えておりますが、これについていかがでしょうか。以上で第1回目の質問を終わります。

○町長（村上昌生君）

自主防災組織について御質問いただいております。

自主防災組織の立ち上げや運営をしやすくするための考えということですが、町ではこれまでも総代会やホームページで設立を呼びかけておりますし、また要望のある地区には直接出向いて説明を実施してまいりました。今後も自主防災組織の重要性というのは我々も認識をしておりますし、地域の皆さんも認識をされておるところが多くなってまいりましたので周知を図りつつ、支援を続けてまいりたいと思っております。自主防災組織ですのではなかなか我々が直接手を下すということが難しいところがありますので、ぜひとも地域の皆さんがこういう土壌を盛り上げていただいて自主的にやっていたけるとありがたいのかなと。そういうものに対しては我々も応援をしていきたいと考えております。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

続きまして、選挙活動に関する書類のデジタル化をとの質問でございます。

選挙に関する書類はさまざまなものがございます。これらの様式は法令による定めのものでございます。また、町の例規により定められた様式もございますが、国や県の書式をもとに作成しており、様式の変更を行う予定は今のところございません。

なお、書類の提供方法につきましては、電子データでの配布などにより効率的に書類作成ができるよう検討してまいります。

○5番（鈴木康友君）

それでは、設問2つ目の選挙活動に関する書類のデジタル化をとということで再質問させていただきます。メールなどの電子方針ということがありましたが、今の状況ですと選挙が行われたときに要求していただけるものという形になってしまいますので、ホームページなどで掲示して書類でしたりとか選挙にかかわる資料、そういったものを広く公示することによって政治参画の意図がより高まるのではないかと考えますので、今後そういった書類につきましてホームページなどで掲載するという意図はございませんでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

ホームページで掲載する予定はとの御質問でございますが、町の自前の選挙ということになると町長選挙、町議会議員選挙、そちらについては立候補届のほか選挙公営、さまざまな届け出書類がございます。立候補説明会、その時点でこちらのほうの電子データ揃いましたらホームページ等々で掲載をして、ダウンロードできるようなそういった形で検討してまいりたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○5番（鈴木康友君）

そうですね、その中で一つ案といいますか、これも考えの一つなんですけど、先ほど県・国の書式を運用しているということですが、周辺他の地域におきまして、こちらはデータの形式という形にはなりますが特に会計方式につきましては、今ワードというデータ

形式を使ってみえますが、エクセルなどにいたしますと自動計算でしたりとかより編集のしやすさという点がありますので、少し細かい点にはなりますが利用者の観点から考えますとそういったデータ形式も利用していただけるほうが望ましいかなと思いますので、あわせて御検討いただけるとよいのかなと自分は感じております。

続きまして、自主防災組織運営をやすくということで、こちらについて再質問をさせていただきます。まず、冒頭でも少し触れさせてはいただいたんですが、まずこちら一度モニターのほうをごらんください。暫時休憩をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時12分 休憩

午前11時13分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。休憩前に引き続き、またよろしくお願いたします。モニターのほうをごらんになってください。今現状こちらは大治町のホームページの一部分でございます。こちらに自主防災組織の設立をお願いいたしますということで、その中でるる文章はあるんですが、このようにお問い合わせ等々があつて最後文章を締められているんですが、こちらについて先ほどの内容と少し似通る部分はあるんですが、資料やそういったものについてホームページでのリンクといいますか、ダウンロードができないと。自分が住んでいる北間島の自主防災組織が今年度から立ち上がりまして、そちらにまず打ち合わせで1年間、立ち上げる前の前段階ですね。そして総代組織を巻き込んで準備委員会ということで準備会を立ち上げて1年間、2年の会議をずっとさせていただいてようやく設立に至りました。その中で数々のやはり資料を関係者に提供していく中で、防災危機管理課からも資料はいただくんですが、原紙だとコピーのコピーになったりとかだんだん悪くなったりするものですから、今の御時世データでいただくと本当に活用がしやすかったり展開のしやすさというのがありますので、こちらをあわせてホームページ、そういったものにPDFまたエクセルといったデータ形式などで掲載していただくという考えはございませんでしょうか。

○防災危機管理課長（鈴木昌樹君）

ただいまの御質問でございますが、議員おっしゃるように今現在はホームページのほうに設立届等の様式は載せてございません。また、防災ガイドに掲載してあるような資料についても、今後ホームページのほうへ載せさせていただくような形で周知できるように検討してまいりたいと考えております。

○5番（鈴木康友君）

では続きましては、またこちらスクリーンのほうをごらんになってください。こちらにつきましては大分市のほうから借用をさせていただきました。こちらにつきまして、これは補助の対象経費。経費がどのようなものが使用できますよという形で、このように一覧として設けられております。続きましては、防災の備蓄資機材。機材ですね。購入及び修繕に関して、このようなものは認められますよということで品目がかなり細かくふれられております。今回、我々北間島のほうで自主防災組織が立ち上がったんですが、地元の地域で。そちらのときにまずどういったものが該当するのか。どういったものを用意しなくてはいけないのか。そうするとどのような予算規模で我々は運用していかなくてはいけないのかというものを検討するに当たって、なかなか防災という品についてもイメージも湧きづらかったんですね。そういったところで行政に伺ったところ、実際の商品名でしたりとか購入のルートというのはなかなか直接のお知らせといいますか、御紹介はできないということで我々も個別で調べるということでさせていただいたんですが、ほかにも自主防災さんあるので先輩方に教えてはいただけるのですが、我々のように住民会の設立時点で考えてみえる方などはそういったルートすらないかもしれないので、もう少し情報をふやしていただきたい。例えば他の市町の持っている情報でしたりとか、そういったものを参考にしてわかりやすくしていただくというのも一つではないかなと。

もう1つは、補助金の申請を年間の会計方式にしてはどうかと。今は買う前に見積もりをするんですね。そして、見積もりを提出してどのようなものを買いますというように申請をしてから補助金の申請に至るという形なんです。買ったものをこのように表示しておいて明示しておいて、そして買ったものの証明、そして領収証等そういったものとともに申請を上げるという形で1年間このように活動しました、こういったものを購入しましたということでものを上げる。少し説明は長くなったんですが、この利点は今はウェブ社会において見積もりがとれない購入ルートがふえたんですね。昔は販売店が絶対だったので見積もりとれたんです。でも今はいろいろなルートがあるので見積もりがとりづらくなってきた。そしてもう1つは100円均一、300円均一など本当に見積もりというものに該当はしないけれども、それでも十分優秀な物がふえたんです。ですからそういったもの、またセールでしたりとか量販店のそういったときに、安いときに購入するなどのレスポンスのよさも考えると後で買ったものについて正しく照合していくというやり方も一考ではないかなと思いましたので、今後の検討としてこういった考え方もどうかと思ひまして今上げさせていただきました。長くなりましたが以上です。

○総務部長（大西英樹君）

まず答弁に入ります前に、大治町には8つの自主防災組織が立ち上がりまして皆様方の御努力に大変感謝を申し上げます。ありがとうございます。そんな中で今8つと申し上げましたが、まだまだそういった団体が立ち上がっていない地域もございます。そう

したところに対しましても大治町としましてはその必要性、それから8つの団体さんがやっている活動のPRとあわせて議員から御指摘いただいたようなホームページでの資料提供であったり、活動の報告、紹介というものが必要性を感じておりますのでそのように検討させていただきます。

また、補助金につきましては、今モニターにありますようなさまざまなものが載っております。このような表示の仕方は可能かと思いますが、これそれぞれ見ますと「等、等」ということで最後ついております。全部やっぱり載せきれないものもあります。いろんな新しい商品も出てくると思いますのでなかなか全てが、細かく載せきることはできないんでしょうが、主なものを紹介させていただくという点ではいい手法だと感じております。

また、補助金の年間方式につきましては、今おっしゃるようにネットで購入したほうが安い物も当然あるとは思いますが、例えば購入してしまってから補助の対象にならないというようなことが起こりますと、これ皆様方に御迷惑かけることになろうかと思えます。そもそもいろんな大治町においてさまざまな補助金がございますが、必ず事前に申請をしていただく。こういう予定でこういう事業でこういうものを買うというようなことをもって、その内容審査した結果、交付決定をするという形になります。今、話のような買ってしまつてと、後から交付決定するとそういう手法はやはり町税を扱う立場としてその手法はとれないということは御理解いただきたいと思えます。ただ、当初申請していただいてから何か変更点、こういうものを違うものを買いたいとか、いや、もうちょっとこういったものを買いたい、追加したいとか、これやめたとか、そういったものにつきましては柔軟に対応できるような要綱になっておりますので、そういったところで御理解いただきたいと思えます。以上です。

○5番（鈴木康友君）

細かく回答をいただきまして、まず、そのやった・やらないだけではなくて今のような形を、また自主防災会さんのほかの団体様にも今の不具合はないかなどを照らし合わせさせていただいて、また考えの一つとして温めていただければなと思っております。

続きましては動画なども作成してはいかがかということで、また引き続きちょっとモニターのほうをごらんになっていただきたいんですが、こちらは先ほども御紹介させていただきました大分市役所のほうに許可をいただきまして、お話をさせていただいたときに動画をまずユーチューブというツールで、町もやっていますが見させていただいたんですね。その中でその動画元が大分市だったのでそちらに問い合わせをさせていただいたところ、動画の大もとも提供しますよと。何ならばほかの資料も提出しますのでよかったです御利用くださいということで、こちらは本当は動画なんです。この防災危機管理課の方が冒頭にしゃべり始めまして、そのままこの資料に基づいて声ありで説明をずっとしていただいているという内容の動画になっております。こちらはユーチューブ上

で確認ができる動画の一つなのですが、これだけではなくて大分市さんのほうは防災活動の事業に補助だけではなくて、申請の仕方、また自主防災組織と消防団がどのように連携しているか、どのような活動を行っているかなどの広報なども積極的に行っていました。もちろん動画というものは大変撮るのにコストがかかるものですから、そういった形もあるんだなということの一つ踏まえながら、先日花常の自主防災会さんの防災研修会に北間島の代表たちと参加させていただきましたが、本当にこういったことを行っているんだな、こういう装備を備えているんだなと本当に間近に見させていただいて学ばせていただく機会がありましたので、そういったものが情報としてホームページなどで確認できるとよりイメージがしやすいので、動画でしたりとか先ほどもホームページでは検討しますということでしたが、さまざまな形で少し情報を明るくしていただくのも一手ではないかなと思うんですがいかがでしょうか。

○防災危機管理課長（鈴木昌樹君）

ただいま議員おっしゃるとおり、ホームページのほうで先ほどから答弁にも出ておりますが各自主防災組織の活動紹介、またその中で各自主防災組織の活動の活性化につながればというふうには考えております。それに自主防災組織の重要性につきましても今後積極的に周知をしていきたいと考えております。

○5番（鈴木康友君）

先ほど幾つか提案といいますか、考え方のほうを示させていただきましたが、行った、実施した実施しなかったという観点だけではなくて、今ある既存のやり方が現状沿っているのか、時代に沿っているのか、または変更したほうがやりやすいのではないかとということで検討していくことが本当に重要だと自分は感じております。ですので、防災のみならず運営側の視点、または利用者の視点、立場、それぞれございますが、本当に条例、法律、慣習、いろんなものもある中で最大限利用者の立場に立っていただいて使いやすい形で、特に防災もしくは政治参画というものは自主性を促すものですから、促すための材料というものは一つでも多いほうが良いと自分は感じますので、そういったところもう少し情報が公開といいますか、明るく、そして見やすい形になっていただくと本当に利用者目線としてはいいのではないかなと考え、今回の質問に至りましたので以下につきましては今後検討いただいて実施していただければいいかなと思います。

以上で、5番鈴木康友の一般質問を終わります。

○議長（松本英隆君）

5番鈴木康友議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時26分 休憩

午前11時28分 再開



○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

3番手嶋いずみ議員の一般質問を許します。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（松本英隆君）

手嶋いずみ議員。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。議長のお許しをいただきましたので通告書に沿って質問させていただきます。ふるさと納税について質問させていただきます。

ふるさと納税制度は、2008年の創設から15年が経過いたしました。いまや国民の支持を得ている制度になり、返礼品の魅力がふるさと納税の拡大を大きく後押ししております。今後もさらに寄附額の増額が予想されます。ふるさと納税の本町の現状について伺います。

1、令和2年度から3年間の本町への寄附額、他の自治体へ寄附をし減少となった町税の状況を伺います。

2番、返礼品の取り組みを行わなかった理由を伺います。

3番、今後の取り組みを伺います。

4番、企業版ふるさと納税の活用について伺います。ここで企業版ふるさと納税を簡単に説明いたします。地方創生事業に対し、企業が寄附を行った場合に最大で寄附額の9割が軽減される仕組みでございます。現在はこの特別措置は令和6年度までとなっております。以上、1回目の質問を終わります。

○町長（村上昌生君）

ふるさと納税について御質問をいただきました。まず、1点目の令和2年度から3年間の本町の寄附額、他の自治体へ寄附をし減少となった町税の状況についてであります。本町への寄附額は令和2年度で15万円、令和3年度及び令和4年度はそれぞれ10万円でございます。また、減少となった町税の状況につきましては、令和2年度は3300万円、令和3年度は4600万円、令和4年度については6300万円の減少となっております。

続きまして、返礼品の取り組みについてであります。ふるさと納税の趣旨は生まれ育ったふるさとや自分の意思で応援したい自治体を選んで貢献することができ、みずからの意思で税の使い道を決めることができるというものであります。そのため自治体も施策をアピールして、ふるさと納税を呼び掛けることで寄附者の思いを受けとめて施策を行っていくというふうに考えておりますので、返礼品の送付は今行っておりません。

続きまして3点目の今後の取り組みについてであります、ふるさと納税の趣旨を踏まえながら、地域産業の発展や町の活動PRの手段として返礼品を活用していくため関係機関との協議を行ってまいりたいと思っております。

続きまして、企業版ふるさと納税の活用についてであります、本制度については地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対して企業が寄附を行った場合に税制上の優遇措置を受けられるものであり、地方公共団体は地方版総合戦略をもとに地域再生計画を作成し、国より認定を受けることで企業版ふるさと納税の制度を利用することが可能となっております。現在、本町においては地方版総合戦略である「大治町デジタル田園都市構想総合戦略」を令和5年3月に策定し、地域再生計画の認定に向けて令和5年5月19日に国への事前相談を行いました。今後も認定申請に向けて順次進めてまいりたいと思っております。地域再生計画の認定後につきましては、企業版ふるさと納税の制度を活用し、総合戦略に記載されておりますように、豊かな魅力あふれるまちづくりなど地方創生に資する事業を推進してまいりたいと思っております。

○3番（手嶋いずみ君）

では、再質問させていただきます。1番についてですが、他の自治体へ寄附されたふるさと納税の利用件数と、またはそれは納税者の何パーセントに当たるのか教えてください。

○財政課長（富田伸司君）

御質問いただきました減少となった町税の控除者の人数につきましては、令和2年度が約930人、令和3年度が約1,330人、令和4年度が約1,810人となっております。率につきましてはちょっと今資料を持ち合わせておりませんので済みません、お願いいたします。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、わかりました。この数字をお聞きし減収は現実となっております。本来なら大治町に入ってくるはずの税収が他の自治体に流出することにより事業が予定どおりに執行できない。縮小を余儀なくされることは大きな企業もなく税収の少ない我が町にとっては大きな問題と言えます。3年間で今の数字をお聞きしますと、1億4200万この75%が地方交付税として戻ってくるわけでございますけれども、3550万円ほどの減収になります。子供たちに遊具の一つや二つふやしてあげられるのではないのでしょうか。今やふるさと納税は納税者にとって生活防衛の選択肢の一つであります。今年度もさらにふえることが予想されます。こうした動向を町はどう認識しているのか見解を伺います。

○総務部長（大西英樹君）

行政の見解ということですが、大治町の町民の方が他の自治体にふるさと納税の制度を用いて寄附される。こういったことにつきましては、先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、自治体を応援したいという気持ちでやられている。金額の多い少ない

については個人的な見解については答弁は差し控えさせていただきたいと思います。そもそもこのふるさと納税というものにつきましては、国がいろいろどンドンどンドン変えてきております。その中には返礼品の取り扱い方についてさまざまな問題が生じているというところは否めないと思います。

そうした中、大治町の考え方といたしましては、先ほど議員もおっしゃられましたが、総合戦略もつくりました。今回令和5年度からの総合戦略と総合計画を策定してまいりました。こういったところの施策をアピールして大治町というものを全国的に魅力を発信をして知名度の向上につなげていくというふうなことで財源を確保して様々な施策にあたっていくというふうなことが考えられます。政策をアピールしてふるさと納税を募集するというようなことに尽きると考えておりますのでよろしくお願いいたします。

### ○3番（手嶋いずみ君）

先ほどふるさと納税の趣旨・意義をお話しされて我が町はふるさとやお世話になった自治体に感謝し、寄附を通して貢献する制度の趣旨を尊重されてきたというお話だと思うのですが、先ほども皆さんが応援したいと思う自治体に寄附をしたからこれだけの金額がいったと本気で思われているのかどうか定かではございませんが、今や若者は先ほども言ったように生活する上での一つのネットショッピングに近いような感覚で好きなものを好きなようにネットで簡単に検索してふるさと納税ができる、一つ自分の買い物みたいな近い感じで、じゃあ若い子に「そこの買ったものはどこの市町だったか知っていますか」って聞いたら「そんなの知らない」って。自分がこれが欲しいからこれをふるさと納税でもらえるからということで購入しているというか寄附をしている感覚が今の若者には多いようでございます。本当にこうした応援、その中にはもちろん応援したいからと思って寄附をされている方もいますが、今や大体がそんな感じになっていると思います。先ほど言いましたように、もちろん当初の意義はそのようであったかもしれませんが、都市部から税が流出して75%の交付を受けられない不交付団体も政府に反対意見を出しているようでございますけれどもそれでも返礼品の努力をされて流出分を補おうと努力されております。今先ほどいいました町ホームページに応援してもらいたい総合戦略をアピールすることを計画されましたということで、令和5年度からということなんですが、今現在はホームページにはそういった町のアピールというものは書いてございません。一般的などの市町も願うことが大治町が書いてあって大治町独自のアピールにはつながっておりません。なので、先ほど答弁にもありましたように、10万20万の心ある寄附者となっております。寄附をしていただけた方には心より感謝申し上げます。先ほども言いましたふるさと納税の大きな意義として「自治体が国民に取り組みをアピールすることで納税を呼び掛け、自治体間の競争が進むこと。それは選んでもらうにふさわしい地域のあり方を改めて考えるきっかけとつながる」とありました。返礼品を今まで用意されてこず、厳しいようですが町独自のアピール事業も考えずして活力が



あり生き生きと暮らすことができるまちづくりができるはずもないような気がします。できるのでしょうか。今言ったように令和5年総合戦略のアピールを考えたっていうのであれば、すぐにホームページの事業内容にそれをつけかえていただきたいと思います。その考えはございますか。

○総務部長（大西英樹君）

総合計画・総合戦略の事業計画に基づいて事業計画を行い、これは国に申請を行い事業を認めていただいた上で公募をかけて寄附をいただくというような流れになっております。今国へその計画を出すための事前相談を行っているという状況でございますので御理解ください。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

わかりました。では3番目の今後の取り組みについてですけれども、検討されているということで本当に動き始めたのかなというふうに私は捉えましたけれども、それなりの目標が必要かと思えます。いつ頃をめどにされようと思っておりますでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

今既に検討に入っておりますので、例えばふるさと納税の返礼品ということをお聞きであれば、関係機関のこともございますので、今すぐいつから始めるということをおし上げるのは差し控えさせていただきます。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

確かにさまざまな検討が必要になってくると思いますが、もう既に近隣市町でも取り組んでおられますので、失敗談、成功例を参照され早急に取り組んでいただきたいと思います。先ほど答弁にもありましたように、地域の伝統文化等を広めていきたいというお話もございました。大治町は「つるし雛」とか「大治太鼓」だとか全国的にも知られている本当に心強い伝統文化がございますので、ぜひそちらを活用していただきたいと思います。大治町は返礼品として上位を占める生鮮品はありませんが、魅力ある商品を出されている事業者さんもたくさんあります。「ふるさとチョイス」などへのネット掲載により今まで通販サイトを開始されていない事業者さんにとっては全国に自社の製品をアピールするきっかけとなります。もちろん経費は掛かりますがP Cサイトへの掲載はお考えでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

先ほど答弁申し上げましたが、関係機関と調整協議していかないとそういったところまでお答えできる状態ではありません。

○3番（手嶋いずみ君）

わかりました。大治町の事業者さんが少しでも収入が増え喜んでいただけるよう地域活性または大治町発展のためにぜひ尽力していただきたいと思います。どうかよろしくお願いたします。最近では物ではなくサービスを提供するという視点も視野に入れて

いただきたいと思います。

続きまして、4番の企業版ふるさと納税についてでございますけれども、この制度は2016年に創設され正式名称は地方創生応援税制といいます。2020年に今の税制になりこれまで地域振興策を実施したくても財源不足に悩む自治体にとってはとてもありがたい概要となりました。また申請等も簡素化されました。そのため令和4年11月11日時点では不交付団体を除く全国1645市町村のうち1487の市町村が活用されております。こちらでも今まで活用されなかった理由を教えてください。

○総務部長（大西英樹君）

今回令和5年度から総合戦略・総合計画を策定してまいりました。その前の計画については少しあいておるわけですが、今二つの計画を同じような一つにまとめて計画をつくってまいりたいと思いましたので、それぞれの計画が年度がずれておりました。そういったことも含めてまた総合計画につきましては十分な町民アンケートを取りたいと思っておりました。計画の空白期間がございました。そういったことも含めて今まではこういった計画にはあがっておりませんでしたけれども、こういった計画ができてまいりましたので、町長が先ほど答弁申し上げましたとおり活用していきたいと考えております。

○3番（手嶋いずみ君）

いろいろ今年度からやっていただけるということで感謝申し上げます。企業版ふるさと納税に関しても大治町の総合計画の中に中間値として5件と載ってございましたけれども、この根拠について伺いたいと思います。

○企画政策課長（横井宗宣君）

第5次総合計画では総合計画と総合戦略を一体策定しておりまして、基本計画のうち人口減少対策に特化したものを抜粋し整理したものを戦略としております。その中で5つの重点目標を定めておりまして、1つ目として出産・子育てがしやすいまち、2つ目としまして安全・安心な暮らしを守るまち、3つ目といたしまして豊かな魅力にあふれるまち、4つ目といたしまして一人ひとりが主役となって輝くまち、5つ目といたしまして人の流れと安定した雇用をつくるまちを掲げております。それぞれの重点目標の中で展開される事業に対しての寄附件数として今回重点目標の5つを挙げたものでございます。

○3番（手嶋いずみ君）

先ほども言いましたように企業版ふるさと納税制度はいかに企業に対して魅力ある自治体の創意工夫の企画がアピールできるかにかかっております。先ほども事業計画を2つあったのを1つにまとめて計画をしておりますというお話が総務部長よりありましたけれども、本町の取り組み、その企画案というのがまとまっておりますら教えていただきたいと思いますが。

〔「暫時休憩お願いします」の声あり〕

○議長(松本英隆君)

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時49分 休憩

午前11時49分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 (松本英隆君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長 (大西英樹君)

まず「第5次大治町総合計画」というのがありまして今回合わせてつくったのが「大治町デジタル田園都市構想総合戦略」というもので、実はこれ名前は今回から変わっております、その前は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」ということですね。少子化・人口減少に対応するという計画、国の求めに応じてつくったわけでございます。その計画がデジタル田園都市構想総合戦略ということで、国がそのように計画を変えてきましたので、それに合わせて大治町もつくったと。ただ国の上位計画が概要が見えてこないと我々つくれないものですからそこを見据えて今回ちょっとおくれたわけですが、合わせて作成したというものでございます。

○3番 (手嶋いずみ君)

わかりました。企業からですけれども大治町に寄附をしていただける要は事業内容だったら本当にうれしいんですけれども、それをどのように企業にアピールされるおつもりでしょうか。

○総務部長 (大西英樹君)

当然、機会あるごとにその政策をアピールする必要があると思いますが、当然広報・ホームページ、いろんなイベントの際、愛知県・国を通して発表する場があればそういうところも活用していくことは手段だと思っております。

○3番 (手嶋いずみ君)

わかりました。ホームページ等に掲載して企業を募るといふ、広報は大治町の人が見るだけなのでいけないと思うんですが、待っているだけで本当に企業が賛同してくれるかというのは私も疑問に思うんですけれども、大治町にかかわる町外の企業さんとかに大きな企業さんにお声がけするようなお考えは今後ございますでしょうか。

○総務部長 (大西英樹君)

機会があればそういったところも十分活用してやっていきたいと思っております。

○3番 (手嶋いずみ君)

はい、わかりました。ほかの市町でもたくさんの企業が賛同して寄附をしております。近隣市町の状況とかもお聞きしながらたくさん寄附がいただけるように進めていってほしいなと思うんですが、今は世界的に各企業が自社の事業はもちろんですが、持続可能な社会に向けてSDGsにどの観点から取り組んでいけるのかを問われている時代でございます。そういった意味において企業に対して多様なアプローチができる立案とか企画が寄附をしていただける要因にもつながりますので、どうかよろしくお願いたします。

あと、企業版ふるさと納税に人材派遣型があります。簡単に御説明しますと民間企業が勤めている専門的な知識やノウハウを持った人材を地方公共団体に派遣するという制度であり、自治体派遣の経費が税額控除され地方公共団体の職員として任用されるもしくは地域活性化事業に関与するものにおいて適用される制度となっております。企業としては地域に貢献することができ人材育成の機会を得ることができます。我が町でもデジタル化を進めるに当たり専門的な技術を持つ人材を派遣していただけたらと私は思いますが、その点についてはいかががお考えでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

人材派遣につきましては、大治町がどういった人材を求めているのかをまず見据えないといけないと思います。もう一つは民間企業の身分を持っていずれ帰っていかれるケースが多いだらうと思いますので、その後の町政運営に当たっての影響に問題がないかどうかというところを十分考えなければいけないと思っております。そこは慎重に考えていきたいと思っております。

○3番（手嶋いずみ君）

わかりました。じゃあまたそちらのほうも考えていただきますようよろしくお願いたします。もしこれからやっていく話にどんどん話が煮詰まってこれば企画課・財政課ともにふるさと納税を進めるに当たり、ふるさと納税を通して全国に大治町の魅力をアピールしていただくように応援していただけるよう頑張っていたきたいと思います。皆様の暮らしをよくしたいと思って皆さんいらっしゃると思いますので、どうかそのプライドと誇りを持って奮闘していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松本英隆君）

3番手嶋いずみ議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時56分 休憩

午後1時13分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

12番林 哲秀議員の一般質問を許します。

○12番（林 哲秀君）

議長。

○議長（松本英隆君）

林 哲秀議員。

○12番（林 哲秀君）

12番林 哲秀です。議長からお許しが出ましたので2問ほど質問させていただきます。

1問目。ゲートキーパーの養成講座をもっと広く町民に。令和5年5月1日に警察庁の統計による小中学生の自殺が昨年最多の514人と報道があった。町内における小中学生及び教職員も含め3年以内に自殺案件はあったか。また、町内の自殺者はどのくらいあったのか。町としてゲートキーパー養成研修はどのような予定をしているか。

①町の「生きること」の支援計画に様々な分野の関係機関・団体と連携とあるが、今までにどのようなことを行ったか。②広く中学生も含め一般町民にゲートキーパーになっていただく考えはないか。民生委員・ONBの会・交通指導員等々参加していただきたい人々はたくさんみえると思いますが、第5次大治町総合計画の中で施策3-6後から言います5-1・5-2にある活用も含め計画しては。

2問目。きのうも北海道で地震がありましたけれど、町における仮設住宅の想定は。各地で地震が頻発している。地震も含め災害があった場合、全壊・半壊等住めなくなった場合の町の施策は。

①全壊・半壊・一部損壊も含め生活ができなくなった場合、一次避難所では日常的に生活に支障が出てくる。その時点で仮設住宅は必要になってくる。町としてのシミュレーションはどうなっているのか。VRでの体験をしてはどうか。②仮設住宅を早急に建設するためのマニュアルなどはあるか。③今まで災害のあった現場へ行って見てきた例はあるか。町は町営住宅がないので、地元のアパート・マンション等々を確保する手段はあるか。以上、この2点でお願いします。

○町長（村上昌生君）

大治町の自殺者数についての御質問がありました。厚労省の統計によりますと令和2年から令和4年の3年間で大治町では20名の方がお亡くなりになったと出ておりますが、小中学生及び教職員の自殺案件はございません。

次にゲートキーパー養成講座の今後の実施予定でありますけれども、今年度につきましては町職員のほか社会福祉協議会職員・小中学校教諭を対象に7月、民生委員を対象に8月、秋ごろには一般住民・婦人会会員を対象とした講座の実施を予定しております。

次に、関係機関・団体との連携についてでありますけれども、商工会を通じた勤労者に対する自殺予防リーフレットの配布のほか、自殺対策委員会において精神科医・津島保健所・職業安定所・消防・警察と情報を共有し連携を図っています。また、介護支援事業所や清掃事業者を対象としたゲートキーパー養成講座についても実施してまいりました。

次に、中学生を含む一般市民にゲートキーパーになっていただいたらという御質問ですが、一般住民や団体を対象とした講座は今年度より周知を含め実施してまいりますが、中学生を対象とした講座の実施は今のところ予定はしておりません。広く市民の方にも受講していただいておりますので、今までにも260何人かの方が受講をしていただいているという実績はございます。

次に仮設住宅の想定でございますけれども、1問目につきましては、シミュレーションは愛知県において平成23年から25年に調査された東海・東南海・南海地震等被害予測調査を活用し、仮設住宅の設置場所の確保に努めているところであります。2問目につきましては、愛知県の応急仮設住宅建設管理マニュアルが策定されており、これに準じて大治町のマニュアルを作成しています。3問目につきましては、災害現場への仮設住宅を目的に視察ですけれども、職員が視察したことはありません。アパート・マンションの確保については、愛知県と全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定がございますので、その協定を通じて確保することになっております。以上です。

○12番（林 哲秀君）

ありがとうございました。ゲートキーパーの2番の「中学生も含め」ということは広く広報なんかでうたって中学生ぐらいだったらもう判断ができるんじゃないかという私はずもりでいるんですよ。ここに新聞の切り抜きなんですけどやっぱり年配の方だとかいろんな目で見えていくのが大事なことだと、私も子供が大好きなものですからしょっちゅう近所の子が遊びに来てくれるんですけど、やはりもう中学生になればどういう意味なのか、それともう一つ中学生の子だと同僚ないし先生があるのかどうかわかりませんが、高校生だと同僚ないし大学生、大学生だと社会人とかOLの方、OBの方に相談する率が高いんですよ。そういう意味ではゲートキーパーを養成するというふうに書いちゃって申し訳ないんですけどゲートキーパーをもう少しみんなにわかってほしいという意味で私書かせていただきました。それと民生委員とかONBの会、交通指導員等々とありますけど、一番声をかけやすいから。チラシを配って今度やりますよとちょっと具体的にみんなが参加できる大治町やとるんだなというのが私の願いなんですけども。今後消防署だとか学校だとかいろいろ当然やられることだと思いますけど、そこら辺の考えをお聞かせ願いたい。

○保健センター所長（森本健嗣君）

中学生に向けてのゲートキーパーの養成ということではなくてゲートキーパーを知ら

しめるという意味ということで、議員おっしゃるとおりですね今中学生に対しましてはまずみずからがゲートキーパーになるということよりも多感な時期でございますので命の大切さとか生きることの尊さについて理解を深めていくことが重要であると認識しております。ただ、支えるゲートキーパーということで、ゲートキーパーの存在につきましては広く周知のほうを努めてまいりたいと思っております。それから同僚でとか周知という部分でございますけれども、いろんな地域で各役員になってみえる方、団体の方に広くゲートキーパーの存在を知っていただきまして、地域で支えていただくような体制というようなことでこちらも周知に努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○12番（林 哲秀君）

私そのことを聞きたかったんです。地域で進めていく。みんなにやるという形の中で、大治町の中では今のところ私はこういう仕事している関係だとかなんとかあって知っているんですけど、なかなか底辺が広がっていない。だから、広報やります。私今回ゆっくり読ませていただきましていろんなことが書いてあってこんなもんかなということ納得はしているんですが、やはりゲートキーパーという門番のことですから、厚生省がやっていることだと思いますけれども、今所長言われたように、広く老若男女来ていただける誰でもいい、先ほどここにねこれは配られましたね。ここにもいいことが書いてあるわけですよ。支え合いながら元気に暮らせるまち。いろんな所でこういう講演をやっていくわけですよ。そうすると、生涯学習の推進とか、5-1住民参画・連携の促進、5-2多様な住民社会の実現、いいことが書いてあるわけですよ。大変。これを活用してできないかということで私書いたんですけどもせっかくあるんだからこういう場所場所で、こんなこと言ったら御無礼があるかもしれんけれど、交通安全みたいにとにかく住民参加、幼稚園からいけるんだという部分があるじゃないですか、交通安全の場合だと。そういうような広報をやっていただきたいなということで今回ここに質問に至ったわけですよ。だから、具体的にどんなことを考えてみえるか。御存じのように先ほどありました総代制度があつて月2回回覧が回りますわ、大治の場合だと、うちの場合だと。そういうのの活用もあるだろうし、だからみんながゲートキーパー、自殺を減らそうじゃないか、なくそうじゃないかと。目は口ほどに物を言うし、目は第二の心ですから僕は子供たちと話すときに必ず目を見る。これは職業柄かもしれませんが。だから、そういういっぱい目で皆さんを見ていくと、いろんな形で。ちょっと教育長にお伺いしたいんですが、6月3日に子ども自殺対策タブレットで異変察知というのが出ていましたよね、新聞に。出てますよね。いや、家庭庁が出しておるんです、やるんですよ今度。これも厚生省だとか文部科学省、もう縦のことじゃなくて横連携やるよということで、これ読んで見えませんか。6月3日ですよ。いいかね。

○議長（松本英隆君）

哲秀議員、新聞等というのは……

○12番（林 哲秀君）

いや、だから発表がということ。だから知ってみえて、当然。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時27分 休憩

午後1時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

林 哲秀議員。

○12番（林 哲秀君）

済みません。とりあえず、またあとから聞きますけれど、きょうじゃないですよ。そういうことがあるということだけ認識していただきたいということ。

それで、もう1つ、なぜこの第5次計画のことを言ったということは、今前半は子供とか中学生に特化したものを言いましたが、基本的に40代50代60代の方も一番多いわけですよ、自殺者が。そういうときに今の老人会だとかいろんな形でやるって言ってみえたから、さっきの続きですよ、どういう形でやったほうがいいのか考えてみえるかちょっと教えてほしい、広報の出し方を。

○保健センター所長（森本健嗣君）

どういった形で呼びかけていくかというところでございますが、各団体の集まり等がございます。年1回の総会ですとかいろんな協議の場とかございますので、そういった機会を通じましてまずはゲートキーパーとは何ぞやというところの紹介から興味を持っていただいて、ぜひなっただくということで啓発チラシ等を配布等をやっていくいなと思っております。よろしく願いいたします。

○12番（林 哲秀君）

全くいいこと言われるんだけど、興味を持っていただくじゃない。もう興味を持っていただくことは当然なんやわ。どういうアピールしていくかということは今言ったように、ゲートキーパーなんて言葉この二、三年で出てきた言葉だと。基本的に英語で言えば門番ですからね、こんなのは。厚生省が書いておるだけのことです。そういう意味のことを理解していただくなんていうことはちょっとわかってみえる。ゲートキーパーを説明するんだったら、タイトルを自殺者を減らしましょうぐらいのタイトルにして、どうかね。ゲートキーパーにこだわらなくてもいいから。

○議長（松本英隆君）



タイトルを。

○12番（林 哲秀君）

いや、ゲートキーパーなんてゲートキーパーを一生懸命もちろん……

○議長（松本英隆君）

なので、今行政のほうはゲートキーパーというのをまだわかっておられないというんだったら、それを説明して……

○12番（林 哲秀君）

だからゲートキーパーもいいんだけど、括弧してこういうもんだということを知らせるためにはどうやってやったらいいかということ。今申し訳ない、僕やらないけれどしゃべっていいかねちょっと。スマホでも出てくる……

○議長（松本英隆君）

済みません、今まだ指名はしていませんので。行政のほう何か答えられる、繰り返しになるかな。

ちょっと暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時32分 休憩

午後1時33分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

林 哲秀議員。

○12番（林 哲秀君）

えらい済みません、余談になりまして。ありがとうございます。そういう考えだったらいいと思います。だから、これはこうだこうだこうだと何て言うんですかね、境目をつけちゃうとなかなか僕難しいし、本当に手軽で、万が一僕にチラシをくれれば近所のおばさんたち集めて話をしてあげてもいいっていうわけよ。それぐらい知ってほしいわけ。

もう1つ、なぜ僕これやりたかったかと。こんなこと絶対みんなやっちゃ、経験せんでもいいんですが、僕は直接自死された方の葬儀に6回ぐらい出ておるわけ。現場に2回行っておるわけ。大変だった、僕は。そのころにそういう知恵があればもうちょっと考えたかもしれん。ということで申したかったんです。みんなが知ってほしい、みんなの目で見てほしいという。これは大きな今回のあれですわ。やっぱそんなくじゃないですよ。日本人というのは顔色をうかがうってあるんじゃないですか。おたくらが顔色をうかがうのは別としまして、やっぱり顔色を見て、目を見て判断していくというのはそういうお話を聞くとね、多分よくわかると思う。そういうことを身につけて、養成講座

だから養成員になったらやってくださいということよりも、今所長が言われた本当に幅広くやるよということであれば、ぜひ周知してほしい。これが切なる願いです。今後もやっていただけるということによろしいですね。

では、2番目いきます。先ほど言いました昨日北海道で7時ちょっと前に地震がありました。それ以上に6月2日に台風2号で豊橋なんかでも結構線状降水帯で雨が降って床上が40センチか50センチということで家に住めないという部分が出てきて、ちょっと地震と書きましたがほかの災害でもいいんですが、なかなかこういうふうにシミュレーションはできているけれど本当にじゃあできるか、短時間でできるかということで、仮設住宅を早急に、至急やるときには業者は選定されたところはおるんですかね。そこまでシミュレーションできています。もしやちょっとやりたいぜ、あすこうだぜといってもスパンがいるんでしょ、やっぱ。そういうシミュレーションできています、シミュレーションです。どこへ頼んだら何が来るとかそういうことできていますか。

○防災危機管理課長（鈴木昌樹君）

応急仮設住宅につきましては、発災当然してから避難所に住宅のほうが使えなくなった方、当然おみえになるという形になります。20日以内に応急仮設住宅の設置を行うという形で県のほうとも調整して行っていくという形になっております。

○12番（林 哲秀君）

今いいこと言われた。県のほうとでも話し合ってみると。そのシミュレーションはもう具体的にこうなるんだというものができていますか。相談しますと言っておるだけで。災害のとき、災害のときだ。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

応急仮設住宅につきましては、愛知県のマニュアルが策定されております。その愛知県のマニュアルに沿った形で本町でもマニュアルを策定しておりまして、タイムスケジュール等が事細かくシミュレーションつくられておりますので、先ほど防災危機管理課長が答弁したように20日以内には着工するということになっております。以上です。

○12番（林 哲秀君）

安心と半分安心じゃない部分があつて、業者が決まってもうこういうシミュレーションをやるということもできているんですか、具体的に。だから具体的に言ってくれないかん。シミュレーション何でもできるじゃん。県の資料を見て呼べばいいこっちゃ。本当に大変なんだで災害のときは。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

マニュアルに沿って御説明させていただきます。応急仮設住宅の建設要綱、こちらまずは大規模な地震等自然災害が発生して、本町に災害救助法が適用された場合ですと本町から応急仮設住宅の建設要望をまず3日間程度で県に要望書を提出します。それ以降、1カ月以内に入居希望者を募るということになっておるんですが、まず避難された方に

対してアンケート形式というものをとりまして応急仮設住宅を希望される方を募ります。ただし、入居希望者におきましては一定の要件がございます、住宅が全壊それから全焼それから流出、そういった場合。あとはみずからの資力、財で住宅が確保できない方というふうになっておりますのでそういったところを精査しながら応急仮設住宅の建設に図ってまいりたいと考えております。

○12番（林 哲秀君）

大分具体的だと思いますけれど、今言ったように調査があるんじゃないかと豊橋のほうで言ってみえましたように速やかに2階ですから2階に住むと。多分、下は使えないと思うんですが、そういう場合は全壊とか何でもないわけですよ。だから住める、住まないじゃなくて生活ができるかどうかが仮設住宅なんですよね。だから、この3番にありますようにできれば後で聞くんですが、アパートだとかマンションとかも管理人といていいのか地主さんといいていいのか、そこら辺のコミュニケーションというのは軒数が少なければそれで充分済むわけですが、そういうもののシミュレーションないし対策も考えているかどうかということ。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時41分 休憩

午後1時42分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（鈴木昌樹君）

一番初めの町長の答弁にもございましたように、アパート・マンションなどの確保につきましては、愛知県のほうを通じて全国賃貸住宅経営協会連合会などと協定がございます。そちらを通じて仮設住宅の設置について準備するという形になります。

○12番（林 哲秀君）

ちょっと簡単に聞きますが、そうしたら大治町になかったら中村、中川に住むということもあり得るということですね。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

応急仮設住宅につきましては、建設の候補地……

○12番（林 哲秀君）

違う違う違う。アパート、マンションを借りるときに今供給業者に頼むと言ったけれど、それは大治になかったら中村区だとか中川区ということであり得るんですねという

こと。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

本町に受け入れる戸数が不足した場合、近隣の市町村に協力を依頼するという形になると思います。

○12番（林 哲秀君）

あり得るということですね、要するに。あるということですね。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

仮設住宅はあります。

○12番（林 哲秀君）

ちょっと暫時休憩してください。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午後1時44分 休憩
午後1時46分 再開
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

先ほどから繰り返し答弁しておりますが、全国賃貸住宅経営者協会連合会等といろんな組織がありますが、そういったところと協定を結びます。これは愛知県で協定をいただいているんです。この狙いというのは、大治町がそれだけ大きな災害が出たということは付近の自治体にも同じような災害が起きているという可能性は高いと思います。そうしたときに全体の調整を図る必要があるということで愛知県が音頭をとって協定を結んでいるということです。当然大治町でそういった住宅事情、そのときの住宅事情によって入るスペースがないということであれば、これは大治町としてそのほかの応急仮設住宅が用意できなかった場合については、他の市町村への受け入れというの也要請していかなきゃいけないものだと思っております。そういったことからこの協定は愛知県が協定を全体的に結んでいるものという認識をしております。以上です。

○12番（林 哲秀君）

大体内容わかりました。私言いたいのは仮設住宅ちょっとここに置いておいて、軒数は五、六軒だったと災害のときが、五、六軒だけ何とかアパートにしたいからあっせんしてくれれば十分済むことだから仮設住宅つくらなくても。そういう臨機応変というのかな、そういう感覚というのはあるのかな。今の供給公社に電話したり聞くのもよくわ

かりますよ、意味は。それはそれでいいんです。そう何十軒もつくることはない。緊急にこの人たちを何とか5軒ぐらい新たにアパート借りれんかなという部分の中で大治町で調達できればいいけれど、なかった場合は近隣市町村になる可能性はあるよねと聞いておるだけのこと。仮設住宅はあえてつくらなくてもいいと思うんですよ、少なかった場合は。ただ、そういうのが臨機応変じゃない。立ち回ってくれないかん。もちろん書いてあるようにマニュアルもあるし、こうだ、二十日間、それはよくわかりますよ。僕も災害にあっていますから。51年の突風だとか家が半壊以上でしたから。だから、仮設住宅をつくらなくても何とかこの5家族ぐらいただったら何とかしのげるよなという部分をつくっていかないといかんもんですから、これ聞いたわけなんです。何十といったらそりゃつくらないかんです。

○議長（松本英隆君）

哲秀議員。

○12番（林 哲秀君）

臨機応変さがないの。だから、臨機応変さがないって言っている。これはこうだからということじゃなくて、こういうこともあり得るということを証明しながら、20軒も30軒もあればそれはつくらないかんわさ。だけれど五、六軒だったらアパートいけるなど思ったらそっちへ振るとかそういうことを災害のときにやってほしいというのが僕の願いですよ、話ですよ、これは。

○議長（松本英隆君）

哲秀議員、先ほどの全国賃貸住宅経営者協会、それが協定があるということですね。逆にその軒数、100軒ないとできないとかそういうことは書いていないんですよ、言われていないんですよ。数軒では動かないとかあるの、行政、ないでしょう。なので、質問の中で確保する手段はあるかという3問目の質問ですね。これ手段という回答になっていると思うんですが、どうでしょう。

○12番（林 哲秀君）

もちろん確保する手段はあります。だけれど今言ったように大治町でなかった場合、どっかに振らないかんじゃないですか。

○議長（松本英隆君）

振る予定はありますと答弁ありますね。

○12番（林 哲秀君）

だから今総務部長言ったから。それはもうこの人数ぐらいただったらそっちへ行っちゃうよという臨機応変さが欲しいということ、あくまでも。自分たちでできることあるじゃないですか、知つとれば。もっと聞きたいんですが、いかに大治町の、言葉を使っていいのか、業者さんとかそういう人たちとコミュニケーションとれているかということ。それにお任せっきりなのか。いざ頼むぜという部分がある。それはちょっと土木のほう

に聞きたいだけけれど、緊急で泥上げる、畳上げてくれと今まで私2回ほどやっていただいたんだが、そういうものも含めて業者さんというのはコミュニケーションとれているのかね。災害があった場合。頼むぜということは。今日あるかもしれんし、雨降って。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時51分 休憩

午後1時56分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

林 哲秀議員。

○12番（林 哲秀君）

いろいろと言いましたが、これからは雨の時期ということであくまでも地震とかそういうことじゃなくても災害あるなということで皆さんがその中で認識してもらえばいいと思いますので、ぜひそのマニュアル等も一度確認だけしていただいて、いつでもできるようにしていただきたいと思います。以上です。終わります。

○議長（松本英隆君）

12番林 哲秀議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時57分 休憩

午後2時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番後藤田麻美子議員の一般質問を許します。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（松本英隆君）

後藤田麻美子議員。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。議長のお許しをいただきましたので、AED使用時の女性への配慮の徹底についてを町長、教育長に質問させていただきます。

AEDは突然心臓が正常に動かなくなった心停止状態の心臓に対して電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器でございます。このAEDにつきましては、平成18年3月に一般質問をいたしました。そのとき学校、公共施設へ設置をしていただけるように求めました。

現在では町内の小学校各1台、中学校は2台設置をされ利用しやすい体制が整っております。そこでお伺いをいたします。

1点目に、公共施設におきますAEDの設置状況をお聞かせいただきたいと思います。

2点目に、AEDを実際に使用した実績をお聞かせ願いたいと思います。

3点目に、救急講習等におきまして女性に配慮したAEDの使用方法について、対策を徹底すべきと考えますがいかがでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○町長（村上昌生君）

現在、AEDの設置につきましては、役場庁舎、八ツ屋防災コミュニティセンター、砂子東部防災ふれあいセンター、西條防災コミュニティセンター、大治東部児童クラブ、大治西部児童クラブ、はるっ子ハウス、多世代交流センター、公民館及び各小学校については1台ずつAEDが設置されております。ただ、中学校につきましては2台、総合福祉センター、スポーツセンターについては3台、保健センターについては7月に設置する予定となっております。

続いて、AEDを実際に使用した実績はということではありますが、いずれの施設についてもAEDの使用実績は今のところございません。

最後に、女性に配慮した使用方法をということで救急救命講習等において徹底すべきと考えるがとの御質問ですが、本町の各施設においてAED講習を実施する場合、講習の中では特に女性にはAEDを使用するときにはできる限り人目にさらさないよう配慮するという指導をしております。

○4番（後藤田麻美子君）

先ほど町長より答弁をいただきまして、AEDを使用した実績は今のところないという御答弁をいただきました。確かにコロナ禍において行事もほとんど実施されておられませんでしたので実績もなかったのかなと理解をしております。

そこでお伺いをいたします。東京都の多摩府中保健所によりますと、AEDは電源を入れて2枚のパッドを素肌に貼りますが、服を全て脱がせる必要はなく、下着をずらして貼ることで対応できるそうでございます。パッドを貼った後、その上から服などを隠すようにしてもAEDの機能に影響はないということでございます。しかし、このような女性に配慮したAEDの使用方法が一般の人には十分に浸透していないかと思われま。AEDを使用する際にためらわないようにAEDのそばに表示物等を設置していただく考えはありますでしょうか。お伺いをいたします。

○総務課長（佐藤友哉君）

確かに議員おっしゃるとおり、AEDを使用する際は2枚のパッドを直接素肌には貼りますが、特に女性ですね、服を全て脱がせる必要はなくて下着をずらして貼ることは対応することができます。したがって、女性へのAEDの使用をためらわないようにするために各公共施設に設置してありますAEDとともに、そのようなためらうことがないようなそういったことを周知できる表示物を各AEDの付近に設置してまいりたいと考えております。以上です。

○4番（後藤田麻美子君）

ありがとうございます。本当に早くそういったためにならないように表示物等を設置していただきたい、そのように思っております。

次に、AEDの研修またAED講習を受講した職員、また一般の方がみえるとおもいます。私たち議員もそうですが、また講習を受けてみえない方にもいざ女性が倒れていてAEDを使用する際、人目にさらされないように倒れている人に背を向けて垣根をつくる方法や、女性に配慮したかぶせる布や三角巾で体を隠すための配慮としてAEDの中に一緒に入れていただくという考えをお伺いいたします。

○総務課長（佐藤友哉君）

AEDの各施設の中で講習会を実施しております。その中の講習の中で女性に配慮したAEDの使い方ということで、布がある場合は布をかけて素肌を隠すように説明しておりますし、女性に対してAEDを使う場合は後ろを向くとか人の垣根をつくる、そういった配慮が必要だということも講習会ではうたわれています。議員のおっしゃるとおり布を設置しておく、確かに女性のAEDの利用に対してためらわずに使用できるというふうに我々も認識しておりますので、各公共施設の設置されているAEDの収納ケースまたは設置されたボックス内に三角巾、三角巾ですと小さくたためることができますので三角巾を配備していきたいとこちらも考えております。以上です。

○4番（後藤田麻美子君）

設置の配備をしていただくということで御答弁をいただきましてありがとうございます。

最後になりますが、女性に配慮した資機材を入れていただき救命講習会では女性に配慮したAEDの使い方をぜひ徹底した紹介をしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、いざというときにAEDの電池切れがあつては大変なことですので、定期的に点検していただいているとは思いますが、これも徹底していただきたいということを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本英隆君）

4番後藤田麻美子議員の一般質問を終わります。



以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時10分 散会